

3 - 15 - 0

(包紙表)

「延享元年酉八月廿二日御在国  
殿様年頭之御目見御聞届  
被仰付旨被仰渡之節書付三通」

(包紙裏)

「進上  
裏絹」

3 - 15 - 1

(端裏書)

「大谷九右衛門殿 牛尾金右衛門  
上村惣右衛門

延享元年八月廿二日殿様御在国之節御目見御目見御聞届被  
仰付候節、則御書付を以被仰付候節大和守様御館

九右衛門御呼出御召状之写」

御用之儀有之候間

唯今

御館江可罷出候、以上

八月廿二日

3 - 15 - 2

(端裏書)

「大廣院様御代延享元年子八月廿一日  
祖父九右衛門勝房殿様御在国之節  
年頭御目見於鳥府御願申上候處  
御聞届被仰付旨則大和様於御館  
被仰渡御書付写也」

其方儀御在国之  
節年頭

御目見願之通被  
仰付候

子八月廿二日

(端裏書)

「大谷九右衛門殿

牛尾金衛門

上村惣右衛門

延享元年酉八月廿二日御状其翌九日旅宿  
到来日限違<sub>二</sub>付御添書之写」

追<sub>而</sub>申入候、此紙面

早晚可遣之處、夜<sub>二</sub>入

候之故今日遣候、何分

早御屋敷可被出候

以上

八月廿三日